

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 平沼 健

- 1 日時
平成 20 年 3 月 6 日（木曜日）
午前 10 時 3 分開会、午後 0 時散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
平沼健委員長、高橋昌造副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、
嵯峨耆朗委員、熊谷泉委員、田村誠委員、阿部富雄委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、野崎担当書記、吉田併任書記、宮併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
西畑県土整備部長、橋場県土整備企画室長、佐藤道路都市担当技監、
沖河川港湾担当技監、佐々木県土整備企画室企画担当課長、
早野建設技術振興課総括課長、藤原建設技術振興課技術企画指導担当課長、
深澤道路建設課総括課長、沼崎道路建設課農林道担当課長、水野道路環境課総括課長、
若林河川課総括課長、佐藤河川課河川開発担当課長、野中砂防災課総括課長、
沢口都市計画課総括課長、西尾都市計画課まちづくり担当課長、
佐藤下水環境課総括課長、鈴木建築住宅課総括課長、茅森建築住宅課建築指導担当課長、
金田建築住宅課営繕担当課長、竹本港湾課総括課長、白崎空港課総括課長
企業局
岩渕企業局長、菅原経営総務室長、斎藤技師長、中屋敷経営総務室経営企画担当課長、
池内業務課総括課長、高橋業務課電気担当課長
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
(1) 議案
ア 議案第 57 号 平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）
イ 議案第 64 号 平成 19 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 66 号 平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

エ 議案第 67 号 平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

オ 議案第 69 号 平成 19 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）

カ 議案第 70 号 平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

キ 議案第 75 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ク 議案第 76 号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ケ 議案第 78 号 築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○平沼健委員長 おはようございます。ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第 57 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費中、第 3 項農地費中、第 2 目土地改良費のうち県土整備部関係、第 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係、第 4 項林業費中、第 6 目林道費、第 5 項水産業費中、第 11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費中、第 1 項農林水産施設災害復旧費中、第 1 目農地及び農業用施設災害復旧費のうち県土整備部関係、第 2 目林道災害復旧費、第 2 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 6 款農林水産業費中、第 3 項農地費のうち農道整備事業、下水道事業債償還基金費補助及び海岸高潮対策事業、第 4 項林業費のうち林業地域総合整備事業、林道整備事業及びふるさと林道緊急整備事業、第 5 項水産業費のうち海岸高潮対策事業及び津波危機管理対策緊急事業、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費中、第 1 項農林水産施設災害復旧費のうち林道災害復旧事業、第 2 項土木施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加のうち 3 から 13、2 変更、議案第 64 号平成 19 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 66 号平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 67 号平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 75 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第 76 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについての予算議案及び予算関係議案、以上 6 件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場県土整備企画室長 それでは、議案第 57 号平成 19 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。議案（その 3）の 7 ページをお開き願います。

6 款農業水産業費は、17 億 3,622 万 9,000 円の減額のうち、農林水産部の所管を除きまして 3 億 6,599 万 9,000 円の減額の補正であります。

8 ページをお開き願います。8 款土木費は 12 億 5,347 万 3,000 円の増額の補正であります。

次ページの 11 款災害復旧費は、1 億 5,433 万 1,000 円の減額のうち、農林水産部及び教育委員会の所管を除きまして 10 億 3,177 万 9,000 円の増額の補正であります。

これらを合わせ、県土整備部関係の 2 月補正予算額は 19 億 1,925 万 3,000 円の増額の補正をしようとするものであります。

なお、今回の補正予算は、国の補正予算に伴う補正と事業費の確定、及び昨年 9 月の豪雨等による災害復旧に伴う補正が主なものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書で御説明申し上げます。予算に関する説明書の 142 ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、6 款農林水産業費 3 項、2 目土地改良費のうち、次のページの中ほどにあります県土整備部関係、それから 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係はいずれも事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、147 ページをお開き願います。4 項林業費のうち 6 目林道費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、156 ページをお開き願います。5 項水産業費、11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、164 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費であります。これは管理運営費及び特別会計の事業費の確定による特別会計繰出金等の補正であります。

次ページの 2 目建設業指導監督費は、いわて建設業経営革新特別資金貸付金等の補正であり、3 目建築指導費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

166 ページをお開き願います。4 目空港費は、管理運営費及び空港整備費等の事業費の確定等に伴うものであります。

168 ページをお開き願います。2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費は管理運営費の確定等、2 目道路維持費は、除雪費の事業費等の確定及び国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

次のページの 3 目道路新設改良費は、国庫補助事業や直轄道路事業費負担金の確定等に伴うものであります。

説明欄 2 行目の道路改築事業費は、国の補正予算に対応し、事業の前倒しを行おうとするものであります。

170 ページをお開き願います。4 目橋りょう維持費は、事業費の確定に伴う補正であります。

5目橋りょう新設改良費は、国庫補助事業の確定等に伴うものであります。橋りょう補修事業費は、国の補正予算に対応し、事業の前倒しを行おうとするものであります。

次ページの6目高速道路対策費は、国からの受託費の確定に伴う補正であります。

172ページであります。3項河川海岸費1目河川総務費は、河川水門管理費や直轄ダム管理費負担金等の確定等に伴うものであります。

2目河川改良費は、河川等災害関連事業費等の国庫補助事業及び直轄河川事業費負担金等の確定に伴うものであります。一般河川改修事業費及び総合流域防災事業費は、国の補正予算に対応し、事業の前倒しを行おうとするものであります。

そのほか次ページの3目砂防費、174ページの4目海岸保全費、175ページの5目水防費、6目河川総合開発費などは、国庫補助事業及び直轄事業費負担金等の事業費の確定に伴う補正であります。

177ページをお開き願います。4項港湾費、1目港湾管理費は、港湾管理費等の事業費の確定に伴うものであります。

2目港湾建設費は、国庫補助事業及び直轄港湾事業費負担金の事業費の確定等に伴う補正であります。

179ページをお開き願います。5項都市計画費、1目都市計画総務費は、管理運営費や指導監督費等の確定に伴うものであります。

2目街路事業費は、受託事業の事業費の確定に伴うものであります。上から2行目の土地区画整理事業費は、土地開発基金からの再取得による経費を補正しようとするものであります。

180ページをお開き願います。3目下水道事業費は、下水道整備促進対策費等の事業費の確定等に伴う補正であります。

182ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費は、管理運営費及び指導監督費等の確定等に伴う補正であります。

2目住宅建設費は、公営住宅建設事業の国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

少し飛びまして、208ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費のうち、県土整備部関係の海岸保全施設災害復旧事業費は、該当する災害の発生がなかったことから、全額を減額するものであり、2目林道災害復旧費は、昨年の9月豪雨等による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

211ページをお開き願います。2項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、及び212ページの2目港湾災害復旧費は、9月豪雨等による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案(その3)に戻っていただきまして、議案(その3)の10ページをお開き願います。第2表繰越明許費であります。県土整備部関係は、一般会計で総額141億1,238万7,000円であります。

事業の主なものについて御説明申し上げます。

6 款農林水産業費、3 項農地費の県土整備部関係は、農道整備事業、下水道事業債償還基金費補助及び海岸高潮対策事業を合わせた4億 1,864 万 4,000 円であります。このうち、農道整備事業についてであります。これは、一関市西磐井地区ほか3路線における事業であります。

4 項林業費の県土整備部関係は、12 ページの林業地域総合整備事業、林道整備事業及びふるさと林道緊急整備事業を合わせた10億 7,200 万 3,000 円であります。

このうち、林道整備事業についてであります。これは葛巻町の林道鈴峠1号線ほか8路線における事業であります。

5 項水産業費の県土整備部関係は、海岸高潮対策事業及び津波危機管理対策緊急事業を合わせた6,950 万 4,000 円であります。このうち津波危機管理対策緊急事業についてであります。大船渡市大船渡漁港における事業であります。

8 款土木費、1 項土木管理費1億 8,351 万 2,000 円ありますが、空港整備事業における照明等工事等であります。

2 項道路橋りょう費50億 8,739 万 3,000 円ありますが、道路改築事業は国道106号、宮古市宮古西道路ほか9カ所、緊急地方道路整備事業は、一般県道水海大渡線女遊部工区ほか47カ所における事業であります。

3 項河川海岸費21億 409 万 9,000 円ありますが、14 ページをお開き願います。基幹河川改修事業は、滝沢村木賊川ほか3河川、河川激甚災害対策特別緊急事業は、一関市東山町の1級河川砂鉄川における事業であります。

4 項港湾費2,405 万円は、大船渡港における津波危機管理対策緊急事業であります。

5 項都市計画費6億 191 万 8,000 円ありますが、緊急地方道路整備事業は、上堂鶴飼線ほか6カ所における事業であり、地方特定道路整備事業は、宮古港線ほか2カ所における事業であります。

6 項住宅費1,577 万 7,000 円ありますが、公営住宅建設事業は釜石市日向アパートであります。

16 ページをお開き願います。11 款災害復旧費であります。1 項農林水産施設災害復旧費のうち県土整備部関係は、林道災害復旧事業の1億 4,585 万円ありますが、19 年災害47カ所におけるものであります。

2 項土木施設災害復旧費43億 8,963 万 7,000 円ありますが、河川等災害復旧事業は19 年災害336カ所、18 年災害36カ所におけるものであります。

これらの繰り越しの主な理由としましては、工法の選択や検討、関係機関や地元等との調整、家屋等の移転補償に伴う代替地の選定などに不測の日数を要したことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。17 ページの第3表債務負担行為補正1、追加のうち県土整備部関係は、事項欄の3林業地域総合整備事業から13広域公園整備

事業までの 11 件であります。これらは国の補正予算のいわゆるゼロ国債及び公共事業発注の平準化を図るための債務負担行為、いわゆるゼロ県債等を設定しようとするものであり、事業の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

18 ページをお開き願います。2、変更、道路改築事業はゼロ国債を設定しようとするものであり、限度額を変更しようとするものであります。

41 ページをお開き願います。議案第 64 号平成 19 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,606 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,464 万 4,000 円とするものであります。

42 ページをお開き願います。歳入の主なものについてであります。1 款財産収入、2 項財産売払収入は、土地開発基金の売払収入の確定に伴う補正であり、4 款県債、1 項県債は、土地取得事業の確定に伴う補正であります。

43 ページの歳出の主なものについてであります。3 款土地取得事業費、1 項土地取得事業費は、事業費の確定に伴う補正であります。

47 ページをお開き願います。議案第 66 号平成 19 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。まず、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 5,160 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102 億 6,255 万円とするものであります。

48 ページに移りまして、歳入の主なものについてであります。1 款分担金及び負担金 1 項負担金は、流入水量及び事業費の確定等に伴う補正であり、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事業費及び特定財源の確定等に伴う補正であります。

49 ページの歳出の主なものであります。1 款流域下水道事業費、1 項流域下水道管理費は、各処理場の維持管理費の確定等に伴う補正であり、2 項流域下水道建設費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

50 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。1 款流域下水道事業費の繰越明許費は 12 億 9,370 万円であり、これは工法の選択や検討、関係機関や地元との調整などに不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったものであります。

議案第 67 号平成 19 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。まず、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,483 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 7,571 万 7,000 円とするものであります。

52 ページをお開き願います。歳入の主なものについてであります。1 款使用料及び手数料、1 項使用料は、港湾施設等の使用料の収入額の確定に伴う補正であり、2 款財産収入、1 項財産売払収入は、工業用地等の売り払いの収入額の確定に伴う補正であり、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事業費及び特定財源の確定等に伴う補正であります。6 款県債、1 項県債は、港湾施設整備事業費等の確定に伴う補正であります。

53 ページの歳出の主なものについてであります、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

54 ページをお開き願います。第 2 表地方債補正であります、起債の限度額を補正しようとするものであります。

次に、建設事業にかかる経費の一部を負担させる議案 2 件について御説明申し上げます。69 ページをお開き願います。

議案第 75 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります、これは平成 19 年 3 月 15 日に議決をいただいた土木関係の建設事業にかかる市町村負担金について、建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、表に定めるとおり、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、71 ページをお開き願います。議案第 76 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります、平成 19 年 3 月 15 日に議決をいただいた流域下水道事業にかかる市町村負担金について、流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い、表に定めるとおり、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○嵯峨耆朗委員 例えば河川改良費とか、港湾整備費とかで負担金があつて、地方債を発行しているわけですが、負担割合というのはどれぐらいのものなのか、そしてその中でも地方債の割合がどうなのか。絞って言うと河川改良費とか港湾とか、事項別明細書で見て大きいところですね、172 ページの河川改良費、地方債 6 億 1,500 万円、そして 177 ページの港湾建設費 6 億 7,300 万円、これらが大きいみたいですけれども、こういったものの工事費全体の中での負担割合はどれぐらいなのか。その中で県債の割合はどうか。さらに、その地方債について後年度に措置される分があるわけですが、それはどれぐらいになっているかをお聞かせ願えればと思います。

それと、実際の財政状況によってその負担割合を、例えば道路整備だと国の負担割合を 55%を 70%にするとかというふうなことが言われる。それは予算案が通って、来年度以降のことなのかはわかりませんが、そういったものというのは、道路だけではなく、今言った河川改良とか港湾整備とかにも該当してくるといえるか、影響があるのかということもお聞かせ願いたいと思います。

それと、参考までにですけども、何年か前から、例えば林道とか、農林水産部の所管の部分で県土整備部に入っているわけですが、これは全国的にそうなのですか。それとも岩手県独自なのか、参考までにお聞かせ願いたいんですけども。また、国は縦割りですよ、不都合はないのかどうかということもお聞かせ願いたいと思います。

○竹本港湾課総括課長 177 ページをお開き願います。港湾建設費の補正額6億5,022万8,000円の内訳でございますけれども、大きいのが直轄港湾事業費負担金ということで、これは久慈港湾口防波堤の国の補正額20億2,000万円に対します県負担金6億7,185万円が主たる内容となっており、その他摘要欄に記載されていますとおり、港湾保安施設対策事業費ということで、大船渡港が外貿コンテナの定期航路を開設したことに伴いまして、国の基準によりまして港湾対策を実施した経費597万1,000円が増額となっており、これが今回の変更の主たる内容となっております。そのうち公債費に充てている部分につきましては、企画室の方からお答えいたします。

○若林河川課総括課長 河川改良費にかかわる御質問がございました。関係するページは172ページになります。2目河川改良費の中で、直轄河川事業費負担金が5億3,700万円余とありますが、これにつきましては9月の豪雨を受けて、一関遊水地及び北上川上流地区において、一関遊水地では約4,000メートルの小堤に着手するとか、石鳥谷地区の堤防に新たに着手するとかという計画と用地買収、それから工事を予定するという国で直轄負担金がふえたということです。それにかかわりまして、一関遊水地でいいますとおおむね18%から19%ぐらいの負担率となります。それから北上川上流地区でいくと20%をちょっと超えます。21%か22%。これは、大規模な事業というくくりがありまして、そこで負担が軽減されているということがあります。

それから、ダム関係につきましても、胆沢ダムで今やっているのですが、胆沢ダムではその大規模な事業というくくりが適用されまして、大体14%程度の負担になっていると。

それから、例えば河川の直轄管理負担金というものがあります。これは、おおむね45%とか、そういう負担率であります。

なお、地方債をどう適用しているか、それから後年度どういう形で地方交付税で戻ってくるかについては、担当の方から回答させたいと思います。

○佐々木企画担当課長 国の直轄事業費負担金に対する起債充当の関係でございますけれども、一般公共事業債という起債を充てられることになっておりまして、本来の充当率で、例えば45%とか50%とか充てる部分がございます。そのほかに今の地方の財源不足に対応するために、総務省の方でいろいろな起債の制度を持っておりまして、その一般公共事業債を充てた後の充当残について、さらにその隙間部分に入れる起債というものもございまして、それらを活用して総務部の方で財政状況を見ながら起債を充てているということでございます。

今回の2月補正にかかります部分は、今説明がありましたとおり、災害復旧ということで国の補正予算に対応する部分でございます。これは補正予算債という起債が充てられます。それに対する交付税措置の関係であります。当初予算で充てている一般公共事業債等については特に交付税措置はございません。ただ、補正予算債につきましては、事業に対しての起債充当は端数を除いて100%でございます。それに対する交付税措置は2分の1ということになっております。

○深澤道路建設課総括課長 国の補助金の割合でございますけれども、北海道とか沖縄等につきましても補助金の割合が高いということはあります。ただ、一般の本州等においては、一定の割合になっております。あと離島も若干高くなっています。それで、委員が御質問の、地方道路整備臨時交付金の件かと思っておりますけれども、それについては来年度から、地方の財政状況に応じて55%から70%までということでございますが、詳細についてはまだ公表になっておりませんので、具体的なお答えはできない状況となっております。

○若林河川課総括課長 もう1点御質問がありました。関係する業務、例えばうちでいいますと、海岸の業務が一元化されて、私のところで今やっているわけですが、それに伴う不都合はないかと。他の都道府県ではほとんどが、国の行政の縦割りでやられているところが多いです。本県のような例は私の記憶では数県しかないと思います。

不都合はないのかということですが、メリットは、やはり隣の海岸と隣の海岸どおしの事業調整をしながら進められるということは1つがあるなと思います。ただ、それぞれの省庁に行って連絡調整をしなければいけない部分がありますので、若干事務は煩雑になっているかなとは思っています。それは否めないというふうに思っています。

○沼崎農林道担当課長 今の回答と重複するわけでございますけれども、公共事業関係の一元化につきましては、本庁のほうは平成17年度から、現地機関のほうは平成18年度からということで、それぞれ3年目、2年目ですけれども、一元化に当たりましては、委員からお話があったとおり、さまざまなデメリットがあるのではないかと。例えば根拠となる法律がそもそも違いますし、それから背景となる産業が違う。例えば農道、林道の場合には、農林業の振興、あるいは農山村の活性化というようなところをにらんでいるわけですが、そういうふうな面が違うということがあります。

それから、技術指導といいますか、設計基準とか、道路で言いますと、道路のつくり方の違いもあると。さまざまな違いがあります。補助金のこともおとりでございます。

ただ一方では、地域の道路ネットワークをどういうふうにつくっていくかというふうな観点からすれば、やはり同じところで道路のことを考えた方がいいのではないかと。いうふうなことで一元化したわけございまして、全国的にも鳥取県とか和歌山県、岐阜県、当時改革派と言われた知事がいたところで先進的に進められているところでございます。

その中で、岐阜県のように二、三年経過して、また解消したというふうな事例もありますけれども、数県程度はその方向で進んでいるという状況でございます。かといって、他にもどんどん進んでいるという状況でもないのですけれども、一元化のメリットを勘案しながらやっているという状況でございます。

農道、林道につきましては、今お話ししたとおり、一元化のメリットというふうなところを何とか出したいということで、例えば、今回引き受けます緑資源幹線林道についても国道、県道とネットワークを組んで地域の活性化につなげていきたいというふうなメリットの発揮に向けてこれからも頑張っていきたいと思っております。

○佐藤下水環境課総括課長 先ほどの答弁と重複する部分もあると思いますが、汚水処理

につきましても平成17年度から一元化されております。全国的にどうかということですが、具体的なデータは、今、手元にありませんが、全国の課長会議及び東北の課長会議等で受ける感触とすれば、汚水処理の部分についても一元化が広がっているというふうに考えております。

それから、不都合はないかというお話でございましたが、汚水処理につきましては、これまで3省で補助事業としてやっていたものを、その数割は内閣府で一元的に管理しまして、下水道、農業集落排水、浄化槽につきまして、相互に補助金の融通をきかせながら事業を進めるといふような制度が創設されております。それから、最近では人口減少下における計画の見直しということで、3省連名の通知等が出されておまして、徐々に改善されつつあるというふうな状況でございます。

○嵯峨老朗委員 地方債等についてはちょっと急な質問だったかと思いますが、今の予算の審議についてもそうですけれども、非常に煩雑ですよ、どこにあるかを見る場合にも。縦割りの状況に合わせてやっているのしょうけれども。下水道処理とかについては、確かに調整しながらやったほうが、合併処理がいいのかとか、そういったことは非常に有効かなという気はするのですけれども、全国的に進んでいないということは余りメリットがないからではないかという気がするのですよね。だから、メリットが明らかであって、国の方でもそういった方向に進んでいる場合はそれでいいかもしれないけれども、岩手県だけやっても煩雑さが出て、かえってどうなのでしょう、前の知事が改革派だったからやっただけではないのですか。私はそう思っているのですけれども。ある意味では見直すことも必要ではないかという気もするのです。とても煩雑な感じがして、苦勞しているのではないかなという気がします。いい面もちろんあると思うのですけれども。その点はどうなんですか。

○西畑県土整備部長 例えば汚水処理を例にとってみますと、これまでどうやってきたかという、この地域を下水道でやるのか、それとも浄化槽でやるのか、あるいは農業集落排水事業でやるのかというのを県庁の農林水産部だとか環境生活部だとかが集まって、1つの地図の中で、この地域は下水道、ここは浄化槽という連携をとって、それを1つの地図にして、都道府県構想というものを各県でつくっていたのです。そういうことでやっていたことを、1つの課にすると、職員は最初なれるのがちょっと大変だったかもわかりませんが、実態上は非常にメリットがあると思っています。しかし、委員御指摘のとおり、国の方が、片や環境省、片や農林水産省、片や国土交通省と、縦割りが残っておりますので、そういう意味での煩雑さはあると思いますけれども、岩手県にとりましては、特に汚水処理、あるいは農道と市町村道、県道といった部分については、一元化のメリットのほうがデメリットよりも大きいと私は考えております。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 私からは5点についてお伺いしたいと思います。

まず第1点は、一般会計、特に需用費のうちの食糧費が減ということですが、県土整備部全体で食糧費がどのぐらいで、今回減額されたのがどのぐらいで、最終的に食糧費がどの

ぐらいになるのか、直接お邪魔してお聞きすればよろしいのですが、今この予算を見てちょっと気がついたもので、もしおわかりになれば教えていただきたい。

それから、第2点目は、繰越明許費のところの下水道事業債償還基金費補助の2,150万円ですが、この繰り越しの理由が何なのか、そこをひとつ教えていただければと思います。

3つ目には、債務負担行為の追加の1億円、豪雪の関係ですね。1億円補正になっているわけですが、平成18年のいわゆる平成18年豪雪、そしてことしの除雪の状況がどうだったのか、そして苦情なり事故などはなかったのか、実際の除雪の現場でいろいろな問題がなかったのかどうか、もしあれば教えていただきたい。

それから、4つ目には港湾整備事業費の関係ですが、補正前に比べると大きな額を今回補正するわけですね。補正前の額に対して2割ぐらいの最終補正を行うということですが、私はちょっと先ほどの説明を聞き漏らしたかもしれませんが、今の最終補正の段階で補正前に対して2割も、果たしてできるのかどうか、その辺のところも教えていただきたい。

最後に、部長にお聞きしますが、最終補正というと、いわゆる整理なのですけれども、今年度の最終補正を通じまして、いろんな事業をやられて、達成感というか、充実感があると思いますが、主な事業を列挙して、この事業と、この事業と、この事業はもう本当によかったというのがあれば、所感を伺えればと思います。

○佐々木企画担当課長 食糧費についてのお尋ねがありましたけれども、ただいま手元に資料がございませんので、調べまして御説明申し上げます。

○佐藤下水環境課総括課長 下水道事業債償還基金費補助の2,150万円の繰越明許費についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、農業集落排水事業の事業費の10%を県が補助するというものでございます。この繰り越しの理由といたしましては、花巻市の西南地区におきまして、今年度9億3,000万円で農業集落排水事業を行っております。そのうち執行額が7億1,500万円で、2億1,500万円が繰り越しになったというものであります。理由といたしましては、秋口の農繁期に工事用車両が通行できなかったということもありまして、地元と調整をしまして、その期間休んだということが主な理由で、繰り越しに至ったものでございます。

○水野道路環境課総括課長 2点ほどお尋ねがございました。まず債務負担行為のほうでございすけれども、この債務負担行為の1億円の補正は、県道の冬期通行止めといたしまして、例えば八幡平のアスピーテラインとか、あとは国道342号須川のところとか、通行止めにして雪が積もっているのですけれども、それを春先に除雪する、そのための債務負担行為をお願いしたいというものでございます。

それから、今年度の除雪の状況でございますが、2月末時点の状況は、県内の指定観測地点といたしまして、盛岡、北上、遠野、二戸、西和賀、この5点を継続的に観測しているのですけれども、そこの平成20年2月末の累計の降雪深が278.6センチということで、これは過去5箇年平均とほぼ同じぐらいの降雪でございます。ちなみに、昨年度は小雪ですので、昨年度に比べると1.6倍ぐらいということでございます。

それから、除雪機械の稼働状況でございますけれども、今年度は2月末時点で1万3,750台ほど動いております、これも過去5箇年の平均とほぼ同じくらいの稼働率となっております。それで、今回2月補正で除雪費全体で22億1,000万円ほどお願いしているところでございます。

それから、苦情の関係なのですけれども、除雪に当たっては、やはり我が道路環境課にも直接というところもございまして、目立って大きい苦情というのはございません。ただ、11月ごろ、寒くて路面が凍結したということで、警察の方から散布のほうをぜひ十分にやってほしいというようなお願いがございまして、散布車の稼働等はかなり一生懸命やっております。

○竹本港湾課総括課長 お尋ねのありました港湾整備事業での補正額の変動についてお答えいたします。

議案(その3)の52ページ、53ページを御覧いただきたいと思います。委員からお話のありました今回の補正予算につきまして、繰入金で8億円ほど、それから県債のほうで5億8,700万円というような額が動いておりますが、この主たる要因について御説明いたしたいと思います。

これにつきましては、平成9年に大船渡の長浜・山口地区で漁業補償をする際に借り入れた22億3,700万円ほどの資金がございまして、これが10年経過して、定時償還の時期を迎えたということで、年度当初においては、この借り換えとしまして、一応16億円ほどを予定したところでございますが、総務省協議の結果、まだ造成中の土地ということで、満額に当たる22億3,700万円すべてを借り換えることができることになりまして、当初、一般財源からの繰り入れを6億3,700万円予定していたものを県債の方に、いわゆる財源振りかえを行ったのが、主な内容となっております。

なお、その6億3,700万円との差額、いわゆる繰入金の減につきましては、その主なものとしては、上にございます使用料及び手数料というものが、当初予定しましたよりも、今年度は大船渡の外貿コンテナがスタートしたこと、それから久慈の湾口防波堤の工事の進捗等に伴って、野積み場の使用料等がふえたために、この財源を償還に充てるということで一般会計からの繰入金が減額になったのが主な要因でございます。

○高橋昌造委員 先ほどの総括課長、私は事業費の関係をお聞きしたのですよ。

○西畑県土整備部長 まず、港湾のほうから先にお話しさせていただいて、それから全体の話をしていただきます。

港湾につきましては、今回審議をお願いしております補正予算の中で一番大きなものは直轄負担金であります。これは久慈の湾口防波堤、久慈の半崎地区に北日本造船が立地いたしましたけれども、非常に波の荒いところでございまして、まだまだ先は長いですが、できるだけ1年でも早くということで、直轄事業の湾口防波堤の事業をたくさんお願いしました。この部分がかなりふえてまいりまして、これが2割以上となっている要因だろうと思います。

それから、今回の補正でございますけれども、まず災害関係、これは当初なかなか見込めないものでございますので、国の査定も受けて額も確定いたしましたので、それをお願いしているということ。

それから除雪も、ことしはそれほど雪が多い年ではなかったわけでございますけれども、当初見込んでいる額は小さいものでございまして、所要額をお願いしているというのが、県事業では大きい部分でございます。

それから、今回の補正の中で、先ほど港湾に触れましたけれども、直轄負担金の割合が非常に高くなってございます。これは、まず道路から申し上げますと、東北横断自動車道釜石秋田線を1年でも早く遠野までというふうに考えておりまして、今は新直轄方式でやっていただいておりますけれども、かなり多額の補正を国につけていただいて、一年でも早く遠野までつなげたいという部分でございます。

それから河川につきましても、直轄負担金のウエートがかなり大きいと思っておりますけれども、ことしの災害でも一関遊水地はかなり水が入って農家の方は難儀されたというふうに聞いておりまして、一関遊水地の周囲の堤防はでき上がっているのですけれども、川沿いのところに、小堤というのですけれども、川沿いにも堤防をつくる計画がございまして、これの促進を進めていただきたいと。

それから、北上川の上流地帯についても、紫波町でありますとか、北上市でありますとか、かなり浸水したところがありましたので、これについては直轄の事業を入れていただくということです。道路、河川、港湾、それぞれで直轄事業をかなりお願いしたということで、補正予算でかなり多額のお願いをしているということでございます。

○佐々木企画担当課長 1点目の食糧費の関係でございますけれども、補正前で、部全体で115万4,000円ほど予算計上してございまして、2月補正では、部全体で減額が41万7,000円でございます。2月現計は73万7,000円というふうになります。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小田島峰雄委員 ただいまの高橋委員の質問に関連してお尋ねをいたしたいと思っております。除雪経費のお話でございました。11億9,000万円余、今回追加補正になっているわけですが、先ほどちょっと聞き漏らしたのですけれども、今年度のトータルで22億1,000万円余とお聞きしましたが、まずこの確認でございます。

そこで、過去5箇年平均では平年ぐらいだったというお話でございますが、特別豪雪地帯を抱えている本県でございまして、この除雪経費に対する特定財源というのはあるのかどうかというのが1つ。

それから、一応除雪経費につきましては普通交付税の10億円にある程度算入されていると思っておりますけれども、どういう形で、いかほど算入されているか、この際お聞かせいただきたいと思っております。

それから、各種の補正がありますが、補正で入ってくるのか、あるいは単位費用で入っているのか、それがちょっと定かでないので、その辺もあわせてお聞きをしたいと思います。

○水野道路環境課総括課長 除雪費のお尋ねでございますが、除雪費は、先ほど申し上げました 22 億 1,200 万円でございます。このうち公共の除雪費が 6 億 9,300 万円ほど、県単独が 15 億 1,900 万円ほどになっておりまして、公共のほうには特定財源がそのまま入っております。県単独の方には特定財源、あるいはその他のものが入っていますけれども、ちょっと内容は、現在資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

あと普通交付税の関係については企画室の方から答弁いたします。

○佐々木企画担当課長 除雪費の地方交付税に関しましては、総務部の方で集計等をやっております。私の方では現時点ではわかりません。申しわけございません。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 78 号築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤河川開発担当課長 議案(その 4)の 2 ページをお開き願います。議案第 78 号築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付しております説明資料の 1 ページをお開き願います。工事名は築川ダム付替国道 106 号 3 号橋上部工製作架設工事、工事場所は盛岡市川目地内、契約金額は 11 億 250 万円で、請負率は 74.02%、請負者は東日本コンクリート株式会社・興和コンクリート株式会社特定共同企業体、請負者の住所は、説明資料に記載のとおりであります。

本工事は、築川ダムの建設に伴う国道 106 号の付け替え道路の一部として、ダム予定地下流の盛岡市川目地内、橋長 354.0 メートル、幅員 14.0 メートルのコンクリート製橋りょうを架設するものであります。

施工箇所は、説明資料中央の施工位置図に赤の着色で示しているところであります。

なお、工期は 813 日間で、平成 19 年度から平成 22 年度までの債務負担行為であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平沼健委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 この参考資料を見せていただきましたが、入札額が調査基準価格を下回っていますね、そういう理解でよろしいですか。

○佐藤河川開発担当課長 はい、そうでございます。

○嵯峨耆朗委員 そして、調査基準価格を下回っているところが3社、4社、もっとあるのかな。そうした場合、調査したと思うのですけれども、どういった基準でこの業者に決まったのか、ちょっと変な言い方ですけれども、聞かせていただきたいと思います。

○佐藤河川開発担当課長 どういった基準で落札者が決まったのかということでございますが、県で定めております低入札価格調査制度に関する事務処理要領に基づきまして、直接工事費等の工事費ごとに県の積算と比較する数値的判断基準により事前審査を実施いたしております。その後に工事費内訳書分析、あるいはヒアリングの実施等による第1次調査を行っております。さらに入札担当による調査内容の検証、これは主に第1次調査の内容が妥当かどうかというふうな観点での検証でございますけれども、この検証の後、低入札価格調査審査会による審査を経て落札を決定しているところでございます。

具体的な基準でございますけれども、資材価格等については事前審査の段階で県の標準の単価に対して何割であれば失格とか、工種によって若干数字が変わっているのですけれども、そういうことで基準を下回れば機械的に失格になると。そういうふうなところがなければ、ヒアリング調査等で下請等に対する見積もりが適正かというようなところを確認して、最終的に問題がないというふうなことで落札者を決定しているというものでございます。

○嵯峨耆朗委員 問題がないから決まったのでしょうかけれども、これは一番安い価格を出していると思うのですが、予定価格からすると税抜きで14億1,800万円ですか、そして、当該落札者が10億5,000万円、すごいですよね、予定価格からすると。安くて予定どおりのものをつくってくれるというのはすばらしいことではあるけれども、予定価格というのはどういう意味があっけ行われていたのかという気がしてくるのですけれども、これだけ差があるとね。その点はどうなのでしょう、間違いなく予定したとおりのものができるのでしょうか。そう思うのですけれども、素人の目から見ると。どうでしょう、この予定価格の意味も含めて、おかしいような気もするのだよね、単純に言うと。どうですか。

○佐藤河川開発担当課長 まず、そのような低価格でできるのかということでございますけれども、契約予定者は、過去に本工事と同種工事の施工実績があることのほか、今回提出いただいております工事費内訳書の分析の結果、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について必要な経費がきちんと計上されているということなどを確認してまいりまして、問題なく施工できると判断しているものでございます。予定価格の意味合いというか、県の積算額が高過ぎるのではないかというふうなことかと思うのですが、本工事につきましては、工事の規模、周辺環境、気象及び地形等の条件を検討いたしまして、現地に適した施工計画を立

案し、その施工計画に基づきまして土木工事の積算基準書というものがございますけれども、これに基づきまして、さらに実勢価格調査による資材価格等により、標準的な工法及び標準的な金額の積み上げにより積算しているものでございまして、予定価格については妥当なものだというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 これが悪いと言っているわけではないのです。素朴に考えてね、予定価格とこれだけ開きがあるということは、もしかしたら下請にしわ寄せがいくとか、しかもこれは入札の時期が決定したのが1月ですね、1カ月以上たっていますね。その間に原油高も含めて資材の高騰が恐らくあるのだと思うのですね。そういうものを加味すると果たして本当にどうなのか。できるというのだから、それでいいのでしょうけれども。ぜひ、そういう面と言うと設計どおりとか、予定どおり行われているかどうかというのをきっちりチェックしてもらいたいし、下請にしわ寄せが行っていないかどうかともね、私は行っていると思うのですけれどもね、正直なところ。その辺をきっちりチェックしていただきたいと思います。

○佐藤河川開発担当課長 下請へのしわ寄せについてでございますけれども、先ほど、調査、ヒアリングをしているとお話し申し上げましたが、下請業者の方からも直接ヒアリングさせていただいております。

その結果でございますけれども、専門業者が下請業者に入っております、さまざまな工種を1人の作業員が、多能工という言い方をしているのですけれども、やれるということで、結果的にこういうコストでできると、そしてそういう実績もあるということで確認しております。

例えば、価格について本当にどこかにしわ寄せいっていないのかということのもう一つでございますけれども、受注業者が施工に使う主たる機械は、ある程度年数がたっていて減価償却がほとんど済んだ機械であるということで機械損料等についても、いわゆる標準的な金額よりはかなり低廉なものになっているというふうなことで、この価格でできるといふことと判断しております。

施工に入ってからの上請へのしわ寄せについてでございますけれども、入札担当の方で、当初のほかに工事中間あるいは工事完了時点で、実際に下請等へのしわ寄せがないかというふうなことの観点で調査をすることになっておりますので、このようなことは発生しないというふうに考えております。

○嵯峨耆朗委員 何度も言うように、安いのが悪いと言っているわけではないのです。ただ、下請に聞いて、きついですよとか言うわけないのですよね。当たり前でしょう。それは調査というものに該当するのかわからない程度のレベルだと私は思うのですよね。私が下請だったら間違いなく、やりますと言いますよ。だから、そういうこともいいのですけれども、いずれ本当にちゃんとやっているかということのをきっちりチェックしてもらいたいということです。間違いはないかどうか、やってみないとわからないからね。そう思います、常識的には。そういうことだけ指摘したいと思います。

○西畑県土整備部長 委員の御指摘は、低入札であると果たしてきちんとしたものができ
るかどうかという御心配をいただいているのだらうと思っております。

そもそもこの低入札というか、ダンピングがふえてきておりますのは、公共事業のマーケ
ットが小さくなってきているということで、民間の企業の方々は血の出るような努力をさ
れて入札に臨まれている結果でございます。

我々といたしましては、きちんとしたいいものができるようにということで、監督であり
ますとか検査といったものはきちんとやります。それから、今回の入札もそうなのですけれ
ども、総合評価落札方式といいまして、価格だけではなくて、技術的な提案もいただいて、
それも加味して評価した上で総合的に落札者を決定してございます。

また低入札となりますと、受注者にとりましては、履行保証が、通常は1割なのですけれ
ども、これが3割に上がります。それから、前払い金が通常は4割なのですが、これが2割
に下がります。それから、低入札となりますと、現場への配置技術者を1名余計につけなけ
ればいけないというような非常に厳しい条件がつきます。

こういうことを踏まえて、きちんとしたいいものができるように、監督を十分やっていき
たいと考えているところでございます。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

○阿部富雄委員 今とかかわることですけれども、実際の工事現場というのは、簡単に言え
ば監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証を有する者がいれば、これでいいということ
ですよね。あとの工事形態は、その請け負った会社が勝手に決めてやっていいのか。要する
に、下請けであろうと、作業員であろうと、どうでもいいと、この管理する2人さえいれば
それで済むのだという、言うなれば会社として契約をしているのだけれども、実際は、現場
に来ているのはこの資格を持っている監理技術者だけだと。あとの工事全体は、下請であろ
うが、作業員であろうが、その会社とは全く関係のない人たちがやっているという、そうい
うふうな現場がほとんどだらうなと思うのですけれども、工事の実態というのは、今までど
のようになっているのでしょうか。

○藤原技術企画指導担当課長 現場の状況についてでございますけれども、ただ任せっき
りというわけではございませんで、低入札においては品質確保等の場合において管理を倍
増させ監督回数を増やし、監督も複数でもって立ち会いを行うというようなこと等をやっ
ているということでございます。さらに、事前に三者協議等も行いまして、その工事にかか
る事前に課題の解決を図るというようなことも行っているということでございます。

○阿部富雄委員 それはやっているのはそのとおりだと思うのですが、では具体的な例で
お聞きすれば、今回請負者となった東日本コンクリート株式会社、興和コンクリート株式会
社から、職員といいますか、何人が現場に配置されるというふうに想定されるのですか。

○佐藤河川開発担当課長 具体的な契約を議決いただいた後にそれらの調整に入りますの
で、現時点で何人ということはお答えできませんが、施工体系図等で予定数を求めています
ので、具体的にはその中で確認していくことになるものでございます。

○阿部富雄委員 それでは、過去の例で言えばどういうふうな状況になっているのでしょうか。

○藤原技術企画指導担当課長 過去の事例ということでございますけれども、施工体制状況につきましては、現場に参りまして、低入札調査時における当初の体制を保っているかどうかとか、全部確認するというような状況でございます。

○阿部富雄委員 今回の場合は低入札だから、1人技術者をふやさなければだめだと。これはわかりました。ただ、それであってもこの入札公告によれば、監理技術者資格者1人、監理技術者講習修了者1人がいれば、合計3人いれば、この工事の監理、監督ができると、請負会社では3人さえ派遣すればいいのだと、こういうふうな考え方でいいわけですか。

○藤原技術企画指導担当課長 3人だけを配置すればいいのかということでございますが、3人だけというわけではございませんで、先ほどもお話ししましたとおり、低入札においてどういう配置人員予定にするかというのは、審査会においてどこへ配置するかとか、そういうことについても事前に調査をするということでございます。

これに基づいて、現場が計画どおり実施しているか、ぜひ確認をするということでございます。

○阿部富雄委員 だからね、低入札の場合は、さらに1名技術者を配置しなければならないと先ほど部長が答弁しましたよね。ですから、請負会社とすれば最低でも3人を現場に配置すればいいということでしょう。

○藤原技術企画指導担当課長 技術者については大体3名は必要な配置と考えています。

○阿部富雄委員 今ここで言っても、この問題がどうこうにはならないわけだけれどもね。請負会社は、3名の技術職員だけを派遣してすべての工事を仕切ると。その実際の仕事の部分というのは下請だとか、いろいろな関連業種を連れてくるという、こういうことですよ。

果たして、こういう請負方式は正しいものなのではないでしょうか。おそらく請負会社は、100で受け取ったとすれば、80とか、70とか、そういう金額で下請けに出すとか、あるいは関連する業種を連れてくるということになるだろうと思うのですよね。それは果たして本来の工事のあり方なのではないでしょうか。

○藤原技術企画指導担当課長 一括下請のお話だろうというふうに思いますけれども、結局建設業法では、監督員がすべて関与している、取り仕切っているという状況であるかどうか、これをもとに一括下請けかどうかを判断するというところでございます。

○阿部富雄委員 私は丸投げだとか、一括下請だとかということを行っているのではなくて、要するに下請が入ってくる部分もあるでしょう、そのほかに、その工事の専門性が必要な部分の業者を入れる部分もあるでしょう、だけれども、実際の仕事では、請け負った会社が3名の技術者しかいないのだと。そういう形が果たして、公共施設をつくるということにふさわしいものなのですかと、そのことをお聞きしたかったわけです。いずれ、きょうこ

でやっても、これ以上は詰まらないと思いますから、また別にやりたいと思います。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 私からは、確認を含めて4点についてお伺いします。

まず第1点は、この議案第78号の説明資料では、代表者、非代表者というのがあるのですが、この議案を見たとき、だれがJV、共同企業体の代表かと。書いた順序であるということであればあれなのですが、おそらく仮契約はなされたと思うので、仮契約は当然代表者が行って。というのは、特にも議案は私ら議員だけではなく、県民の皆様がひとしく見られるわけです。でも、今までの書式がそういうスタイルだということであれば、これはやむを得ないのですが、その辺のところの考え方をお聞かせいただきたい。

2つ目には、いわゆる共同企業体の出資比率ですがね、30%以上であることという条件があるのですが、今回の出資比率は、もしあからさまにすることができないというのであれば、それは結構ですが、契約の段階でどういう状況になっているか。

それから、もう一つは、今回この6共同企業体、12社が手を挙げたのですが、その中に県内に住所を有する、営業所か出張所で結構なのですが、この12社のうち何社が県内に住所を有するのかを教えていただきたい。

それから最後に、嵯峨委員からもお話があったのですが、当然契約の中では事情変更の条項もあると思うのですが、県ではどういうときに事情変更の発動をなされるのか、これも後学のために教えていただければということで、その4点について確認と、あわせて教えていただきたいということでございます。

○佐藤河川開発担当課長 今回のJVの代表者でございますけれども、東日本コンクリート株式会社ですが、今までの書き方では出資比率の大きい順番に特定共同企業体の名前にしているということでございます。

次に、今回入札された12社のうち県外に本社があるのは11社でございます。県内に本社があるのが1社という状況でございます。

出資比率でございますけれども、今調べておりますので、確認次第お答えいたします。

○平沼健委員長 代表者は、それは後ほどでよろしいですか、今わかりますか。

○佐藤河川開発担当課長 出資比率については、今確認してお答えいたしますが、入札条件では、非代表者の出資比率が30%以上という条件をつけさせていただいております。

○藤原技術企画指導担当課長 事情の変更というところでございますけれども、物価が急上昇した場合、債務負担の工事でございますので、長期スライドになるかと思っておりますけれども、そういう変更が出てくるということでございます。

スライドといいますのは、工事が1年経過したときに、1.5%を超えるものについて変更するという制度でございます。

○平沼健委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○小田島峰雄委員 県営建設工事等によって取得をしました土地にかかる登記に絡んで二、三お聞きをいたしたいと存じます。

この登記関係につきましては、平成 18 年 3 月の予算特別委員会で同様の質疑が行われているようでございますけれども、その際に 17 年度末時点で未登記の土地が 3,000 件ほどあるという答弁されているようでございます。あれから 2 年ほど経過いたしましたけれども、今現在、19 年度末でも結構なのですけれども、この未登記の土地というのはどのぐらいになっているのか、まずこれを第 1 点お聞きしたいと思います。

それから、毎年何百件になるかわかりませんが、そういった土地の買収等が行われるわけございまして、それが売買契約を締結して所有権を移転し、地積測量図をつくって登記をするという作業手順になるのだと思いますけれども、用地取得におきましては、こういった登記関係に携わる職員が何人体制でやっておられるのか、それを 2 つ目にお聞きをしたいと思います。

○橋場県土整備企画室長 未登記の件数ということで、未登記の筆数ということになりますと思いますが、17 年度末の未登記の筆数は 3,123 筆あったわけございまして、その後、353 筆を処理しております。それで、平成 19 年 9 月 1 日現在でとらえていました数字が 2,770 筆となっております。

それから、登記に携わる職員の体制の関係ですけれども、広域振興局等の土木部に用地担当の職員を配置しております。この職員数が 55 名で、未登記関連も含めて用地関係に従事しております。それにあわせて、非常勤職員の登記の事務員も配置しております。この登記事務員が 15 名ということで、頭数でいけば県内 70 名の体制で用地関連の業務に対応しております。

○小田島峰雄委員 17 年度末で三千百幾ら、うちこの 2 年間で 353 件ほど処理したというお答えでございました。職員は 70 名体制で臨んでいると。未登記になっているというのは、何らかの理由があつて未登記になっているのだと思うのです。単なる職務の怠慢でこうなっているのではないと思うのですね。相続の問題でありますとか、さまざまな問題が介在していると思います。

そういうことで、結局 2 年間かけて 350 件余しか処理できないということなのでござい

まして、年間の取得件数が幾らかはわかりませんが、それに対して2,700件余りの未登記の物件が残っていることをどういうふうに評価されているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますし、今後の未登記物件の処理に対する考え方をお聞きしたいと思います。

次に、市町村でもよくあることだと思いますけれども、所有権移転を行いながら未登記になっていると、そのことによって、例えば元の地権者に固定資産税がそのまま課税されていたといった事例があるのですけれども、そういったケースが県においてはあるのかなのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○橋場県土整備企画室長 未登記になっている土地の経緯ということが前提にあるわけでありまして、ただいま2,770ほどが未登記の件数ということで残っているところでありますが、実はこの件数の主なものが昭和40年台の公共事業の執行に当たって発生したものでありまして、特に国体の時期があったわけですけれども、社会資本整備が積極的に展開された時期の処理の残ということになっております。

それで、当然のことながら登記は対抗要件として制度の中にありますが、未登記案件は大きな課題としてとらえまして、近年行われる公共事業で対応する通常の用地交渉等とあわせて、内部的ではありますけれども、その処理の計画を策定しまして、先ほどお話し申し上げました70名、これは各振興局単位ということになれば、それぞれの体制になるのですが、多いところでは七、八名という単位で、その計画に基づいて未登記土地の解消に努めているというのが現状であります。

それから、2点目の、未登記が生じたことによる固定資産税の課税の事例ということですが、実は平成6年度に県内のすべての市町村の税務担当課に対しまして、岩手県の方から未登記土地の非課税措置の手続を依頼しております。

あわせて、平成6年から8年までの間の未登記の土地についても、県と当該地権者とで土地売買契約書を交わしているわけですけれども、その契約書に当該図面を付して、市町村の税務担当課あてに書類を発出しまして、固定資産税が課税されている部分について、所有権が県に移転していますよというふうな申し入れをしております。今委員からお話のあった市町村においての事例ですけれども、県としてはそういう事例はないものと思っておりますけれども、何せこの固定資産税の課税というのは個人情報の部分でありますので、そういうケースの部分、個人の方から申し出等がなければそういう状況を把握できませんので、県としては今のところはそういった事例はないというふうに認識しております。

○小田島峰雄委員 ありがとうございます。昭和40年台のそういった物件がいまだに未登記になって残っていると。とすれば、もう40年もたつのでしょうか、そのときから。もちろん代がわりして枝葉がずっとついていると思うのですよ。そういったことで、年数がたてばたつほど困難な事案になっていくのだと思います。後々こういった土地をめぐるさまざまな紛争が起きてくる下地にもなりますので、できるだけ処理をされるようお願いをしたいと思います。

次に移ります。平成17年でしょうか、不動産登記法が改正になって、あわせて政省令も

同時に施行されたということでございます。その改正法に規定する、登記嘱託情報をあわせて提出する地積測量図の取り扱いについてでございます。当該測量図には、その正確性を担保するために、作成者が署名又は記名押印するということになっているわけでございます。作成者というのは、申し上げるまでもなく、実際に筆界等の調査や測量をした者と規定されておりまして、いわゆる測量屋さんにはばさっと委託をして、出てきた成果品に担当職員が判を押してそのまま登記に臨むということになりますと、土地家屋調査士法に抵触することになるわけでございます。もちろん県ではそういったことはないかと思いますが、私も覚えがあるのでありますけれども、市町村におきましては人員が少ない、機材がない、よって当然測量さんに全部お願いしたというケースがございました。法改正によってそういうことはできなくなったということでございますが、県における実態はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、本会議でも議論されておりますように、これから職員数がどんどん減っていきます。削減されていきます。そうしますと、どうしてもこういった地道な、本来は大変大切な事務なのですけれども、そういった分野にまで職員の削減が及んでくるということになりますと、一番懸念されるのは、将来きちんとした登記事務がなされなくなってしまうのではないかと心配して申し上げるのですけれども、県内には法で規定する土地家屋調査士などもいっぱいいるわけでございます。それに、随意契約などとなりますと問題がありますから、競争原理を導入して入札させて、そういった民間の調査士なども大いに活用してははいかがかと思うのでありますけれども、その点についての御見解をお聞きしたいと思います。

それから、法が改正されまして、各市町村でも少ない人数でやり繰りしながらやっているのでありますけれども、必ずしもこの法改正の趣旨とか、それから今申し上げたようなことが周知されている状況でもないように見受けられます。そこで、せっかくでございますので、県で音頭とりをして、市町村を集めて、こういった説明会なり、勉強会なりを開く必要があるのではないかと考えるのでありますけれども、このことについてもお答えをいただければと思います。

○橋場県土整備企画室長 県の用地測量から登記までの部分の実態ということからお話したいと思うのですけれども、県で公共事業の用地取得のために行っている事務に、まず用地測量があります。この用地測量につきましては、土地の所有者の皆様にも現地立会をしていただきます。その際に、測量について、県は競争入札で業者に委託しておりますが、その業者と県の職員と一緒に土地の境界を確認しながら測量作業を実施しております。そして、この用地担当職員が、実際に調査、測量をした者として考えているところでございます。その上で、登記の申請に当たりましては、用地担当職員がその測量の委託成果、測量図になりますが、それをもとに現地で再度照合を行います。その照合を行った際に、不足する部分を補うなどして、その上で記名押印し、地積測量図を作成しているところであります。

登記申請書類の作成につきましては、法務省の民事局長の見解がありまして、御紹介申し上げますけれども、登記所に提出する書類はいろいろあるが、本人申請の場合を除いて、そ

ういう仕事をなりわいとしている土地家屋調査士の資格のない者が受ける場合は、調査士法に違反になると思われるという見解でございます。これは、本人申請の場合を除くということが、まずもとになっているわけですけれども、県の実態は先ほどお話ししたことに尽きるわけですが、まず、県が行う嘱託登記においては、用地担当職員が地積測量図の作成者になるということでもあります。それによって申請することは本人申請の場合と解されておりまして、問題はないものと考えております。

特にこの用地測量については、当該地権者の方はもとより隣接する地権者の方まで、当初は当該用地の面する面だけでよかったですのですけれども、委員のお話のとおり、法改正で、土地区画全筆といいますか、そのブロックといいますか、そういう部分の方の立会ももらわなければならないということで、非常に精査しなければならない義務規定がありますので、今後とも適正な嘱託登記に努めてまいりたいと考えております。

それから、土地家屋調査士の活用についてでありますけれども、先ほどお話ししました未登記の土地の解消のための事務というのは、委員御案内のとおり、非常に古い案件でもありますし、それから所有者が代々相続等で複雑化していったものがありますので、登記事務としては非常に高度な部分に入ると。それで、その関係の部分等も含めて、今、未登記の土地の解消のための測量とか調査など、これは先ほどお話ししたように、契約の事項になるのですけれども、そういう部分で御理解いただければとは考えております。

それから、最後になりますけれども、登記法の改正の趣旨について説明会でも開いてというお話がありましたけれども、実は用地業務というのは、公共事業の関連は国、県、市町村、それから関係の団体等も参画して、市町村、公共や公益事業の用地等の取得にかかわる団体で構成している東北地区の用地対策連絡会というものがあまして、これは一定のペースで研修会をしたり、さまざまな業務の情報の共有を図る会なのですが、当然市町村の職員の方々も参画しますので、できればこういう場を通じて一層の用地取得事務の適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小田島峰雄委員 今、用地対策連絡会の話もありましたけれども、そのとおりだと思います。用対連の中できちんとテーマを定めて、勉強会なんか積極的にやればいいのだと思います。要は、こういった用地事務の中で、担当職員が法に抵触して後々責めを負うようなことになっては、やはりいかんと思うのです。そういう意味で申し上げました。

○佐藤河川開発担当課長 議案第78号築川ダム建設橋りょう工事の請負契約の締結に関しまして、請負者となりました特定共同企業体の出資比率でございますけれども、代表者であります東日本コンクリート株式会社が60%、非代表者であります興和コンクリート株式会社が40%となっております。

○平沼健委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 69 号平成 19 年度岩手県電気事業会計補正予算(第 1 号)、及び議案第 70 号平成 19 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第 2 号)、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。○菅原経営総務室長 企業局関係の議案について御説明申し上げます。議案(その 3)、58 ページをお開き願います。

議案第 69 号平成 19 年度岩手県電気事業会計補正予算(第 1 号)について御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事項について御説明申し上げますので、御了承願います。

第 2 条は、業務の予定量についてであります。年間販売目標電力量を 19 年 12 月までの販売電力量の実績を勘案しまして補正をしようとするものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第 1 款電気事業収益の補正予算額の内訳であります。第 1 項営業収益は、年間販売電力量の増減に伴い、電力量収入を増額するなど所要の整理をするものであり、第 2 項財務収益は、株式配当金の増及び預金利息の増などにより整理をするものであります。

第 3 項附帯事業収益は、年間販売電力量の減少に伴う電力量収入の減額と、稲庭高原風力発電所の現金収入を計上するものであり、第 4 項事業外収益は児童手当、一般会計負担金及び不用品売却収入などを整理するものであります。

次に、支出の第 1 款電気事業費用の補正予定額の内訳であります。第 1 項営業費用は職員給与費、委託費、固定資産除却費等の減額など、所要の調整をするものであり、第 2 項財務費用は、19 年度に購入した国債の約定金額の確定に伴い、有価証券償却費を減額するものであります。

第 3 項附帯事業費用は、稲庭高原風力発電所の修繕費の増額など、所要の調整をするものであり、第 4 項事業外費用は消費税及び地方消費税の予定額の増額などをするものであり、第 6 項特別損失は、築川地点の新規発電開発断念に伴う建設準備金勘定の償却費を計上するものであります。

次に、第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。

収入の第 1 款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第 1 項補助金は、胆沢第三発電所及び北ノ又第三発電所の建設事業費補助金を整理するものであり、第 2 項負担金は、湯田ダム共同取水施設関連工事等の事業費変更に伴う負担金の減額であります。

第 5 項固定資産売却代金は、不要となった公用車の売却益代金を計上するものであり、第 6 項雑収入は、築川ダム建設事業負担金にかかる過年度精算金収入を計上するものであります。

60 ページをお開き願います。支出の第 1 款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第 1 項改良費は、仙人発電所、湯田ダム共同取水施設管理用道路建設工事等の工事費確定などにより、所要の整理をするものであり、第 2 項電源開発費は、胆沢第三発電所建設基本設

計委託費の減額等による整理であります。

第4項長期貸付金は、一般会計及び工業用水道事業会計への貸付金を減額するものであり、第5項投資は、平成19年度に購入した国債の約定金額の確定により減額するものであります。

第6項繰出金は、知事部局が実施する環境保全事業やクリーンエネルギーなどの導入促進に関する事業に充てるため、一般会計へ繰り出しするものであり、対象事業費の減額に伴い、所要の整理をするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費等について、給料等の所要額調整に伴い、補正をしようとするものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

次に、議案第70号平成19年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第2条業務の予定量についてであります。年間総計水量を基本契約水量の増量分及び超過水量の使用実績を勘案して補正しようとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の内訳であります。第1項営業収益は、超過水量の増などにより、給水収益を増額するなど所要の整理をするものであります。

第2項財務収益は預金利息であり、第3項事業外収益は、第二北上中部工業用水道送水管移設補償金の増などにより増額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の内訳であります。第1項営業費用は、職員給与費、委託費等の減額など所要の調整をするものであります。

第2項財務費用は、企業債利息及び電気事業会計からの借入利息を整理するものであり、第3項事業外費用は、消費税及び地方消費税納付の予定額の増額によるものであります。

62 ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額及びその補てん財源の金額を変更しようとするものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳であります。第1項企業債は、起債対象工事費及び高利率企業債借り換え額の確定に伴い、借り入れ資金を減額するものであります。

第2項出資金は一般会計からの出資金であり、第3項他会計からの長期借入金は、電気事業会計からの借入金であります。給水収益の増加や費用の減少に伴う資金計画の変更によりそれぞれ減額をするものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳であります。第1項改良費は、工事費の確定等により所要の整理をするものであります。

第2項企業債償還金は、高利率の公庫債の借りかえによる償還金の確定に伴い、所要の整理をするものであり、第4項予備費は、新たな企業立地に迅速に対応できるように計上していただくのですが、19年度の決算見込みにより整理をするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、給料等の所要額調整に伴い、補正をしようとするものであります。

以上で、工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。なお、これらの予算にかかる実施計画、資金変更計画、給与費明細書及び変更予定貸借対照表につきましては、予算に関する説明書の339ページから358ページに記載をしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で企業局の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○平沼健委員長 昼食時間にかかりますが、引き続き審査を継続したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 それでは、審査を継続いたします。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平沼健委員長 ほかになければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでした。